

## 化学物質安全対策部会について

(令和5年度第2回審議 化審法第一種特定化学物質の指定等)

〔 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の新規対象物質を  
化審法第一種特定化学物質に指定することについて 〕

### 1. 背景

(1) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(平成13年5月採択、平成16年5月発効。以下「POPs条約」という。)においては、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有するPOPs(Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質)から人の健康の保護及び環境の保全を図るため、各国が国際的に協調して、POPs条約の対象物質について、製造及び輸出入、使用を原則禁止する等の措置を講じることとしている。

我が国においては、平成17年にPOPs条約に基づく国内実施計画を定め、平成24年、平成28年及び令和2年に改定を行った。対象物質に関する製造及び輸出入、使用の規制については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。 )」、「農薬取締法(昭和23年法律第82号)」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」及び「外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)」に基づき、所要の措置が講じられているところである。化審法においては、現在のPOPs条約対象物質のうち、意図的に製造されることのないポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDD/PCDF)並びに第一種特定化学物質指定に係る政令改正を準備しているペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩等を除いた物質(群)について、第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入の許可制(事実上禁止)、使用の制限及び届出制(事実上禁止)等の措置を講じている。

(2) POPs条約における対象物質の追加のための手続としては、締約国から提案のあった候補物質について、POPs条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会(以下「POPRC」という。)において、締約国等から提供された科学的知見に基づき、POPs条約で定められた手順に基づく検討を行うこととされており、令和4年秋までに18回のPOPRCが開催されている。POPRCの第17回会合(令和4年1月)では、メトキシクロルを附属書Aに、第18回会合(令和4年9月)では、デクロランプラス及びUV-328を附属書Aに追加する旨の勧告を締約国会議に対して行うことが決定された。

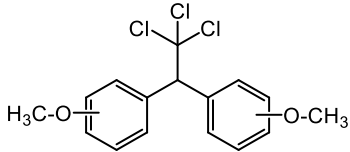
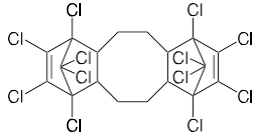
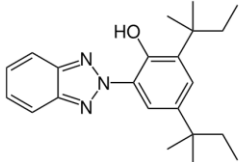
(3) 上記勧告を踏まえ、令和5年5月に開催されたPOPs条約第11回締約国会議(COP11)において、新たにメトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328を同条約の附属書Aに追加することが決定された。これらの物質については、今後、POPs条約の下で、製造、使用等を廃絶する措置等が講じられることとなる(改正される附属書の発効は、国連事務局による各国への通報から1年後)。

COP11での附属書改正により附属書Aに追加されたメトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328について、令和5年12月11日の化学物質物質安全対策部会にて、その第一種特定化学物質に指定することについて審議した。

## 2. 化審法による対応

これら3物質については、POPsとしての要件を満たすことがPOPRCにより既に科学的に評価されているとともに、その他の機関においても分解性、蓄積性、人の健康への影響及び動植物への影響に係る知見が蓄積されている。これらの知見を踏まえると、当該3物質は難分解性、高蓄積性、かつ長期毒性を有し、第一種特定化学物質相当の性状を有するものであると考えられる。このため、過去に附属書Aに掲げられている化学物質と同様に、化審法の第一種特定化学物質に指定することとした。

POPs条約の対象物質の追加に伴い化審法第一種特定化学物質に  
新たに追加指定する物質

No.	化学物質名	CAS番号* (参考)	化審法官報 公示整理番号 *
1	<p>メキシ[2, 2, 2-トリクロロ-1-(メキシフェニル)エチル]ベンゼン(別名メキシクロル)</p>  <p>(メトキシクロルの構造式)</p>	<p>72-43-5 30667-99-3 76733-77-2 255065-25-9 255065-26-0 59424-81-6 1348358-72-4</p>	なし
2	<p>1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒドロ-1, 4 : 7, 10-ジメタノジベンゾ [ a, e ] [ 8 ] アンヌレン(別名デクロランプラス)</p>  <p>(デクロランプラスの構造式)</p>	<p>13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3</p>	4-296
3	<p>2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール(別名UV-328)</p>  <p>(UV-328の構造式)</p>	25973-55-1	5-3604